

獣害を未然に防ぐための飛行

- 市街地への熊の侵入を受け、熊の探索、行動範囲の確認及び地域住民の避難を目的に、地方自治体からの依頼により、民間事業者が無人航空機の飛行を実施。
- 熊が住民を襲うことによる死傷事故に至ることを防ぐため、無人航空機により、早急に熊の頭数及び侵入経路を把握し、避難誘導・被害拡大を防ぐため当該情報を共有する必要があった。
※当該特例は熊に限らず、人命に危難のおそれのある獣害全般に適用される。
- 目視外や夜間等における飛行では、原則として国土交通大臣の許可・承認を得たうえで飛行させる必要があるものの、本特例を適応し、飛行許可・承認なしでドローンを飛行させることができた。

一般社団法人秋田県ドローン協会による無人航空機を活用した対応の概要

- **実施場所** 秋田県秋田市
- **実施者** (一社) 秋田県ドローン協会 (依頼元：地方自治体)
- **実施内容** 熊の行動範囲調査のための赤外線を使用した調査飛行
- **使用機体** DJI製 Matrice400 (カメラ：H30T)
- **安全確保体制** 自治体職員における探索範囲(公園) 入口封鎖による第三者侵入防止及び2オペレーション(※)による操縦者、カメラマン、安全管理者による監視を行い、公園内に第三者がいない状況を確認の上で飛行を行った。

※2オペレーション：1人がドローンの飛行を行い、もう1人がカメラの向きやズームなどの操作を実施



園内の監視カメラで撮影された熊



2オペレーションによる調査体制



モニターによる監視